

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

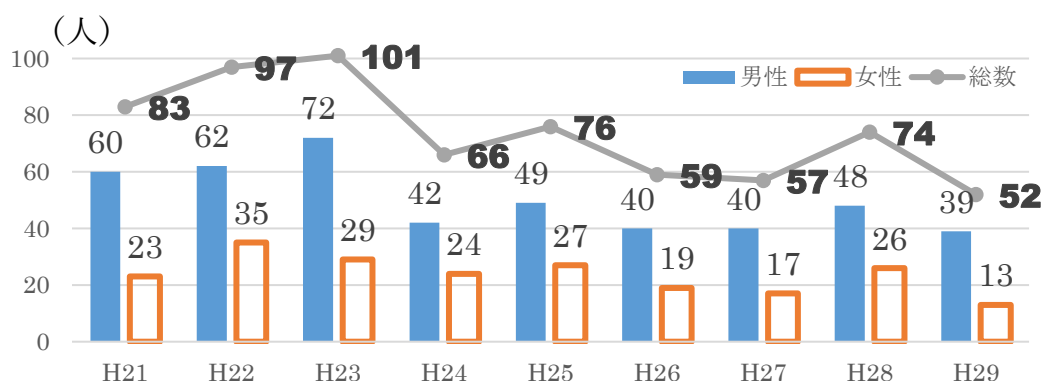
～「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して～

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、年間3万人前後の高い水準で推移していましたが、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。それにより、自殺対策が総合的に推進され、自殺者数は減少傾向にあります。現在も2万人を超える方々が尊い命を絶たれている状況です。

本市における自殺者数は、平成23年をピークに減少傾向にあり、平成29年は52人でピーク時の約半分になっていますが、いまだにかけがえのない多くの命が自殺に追い込まれている状況であり、非常事態は続いていると言わざるをえません。

(図1) 高松市における自殺者数の推移



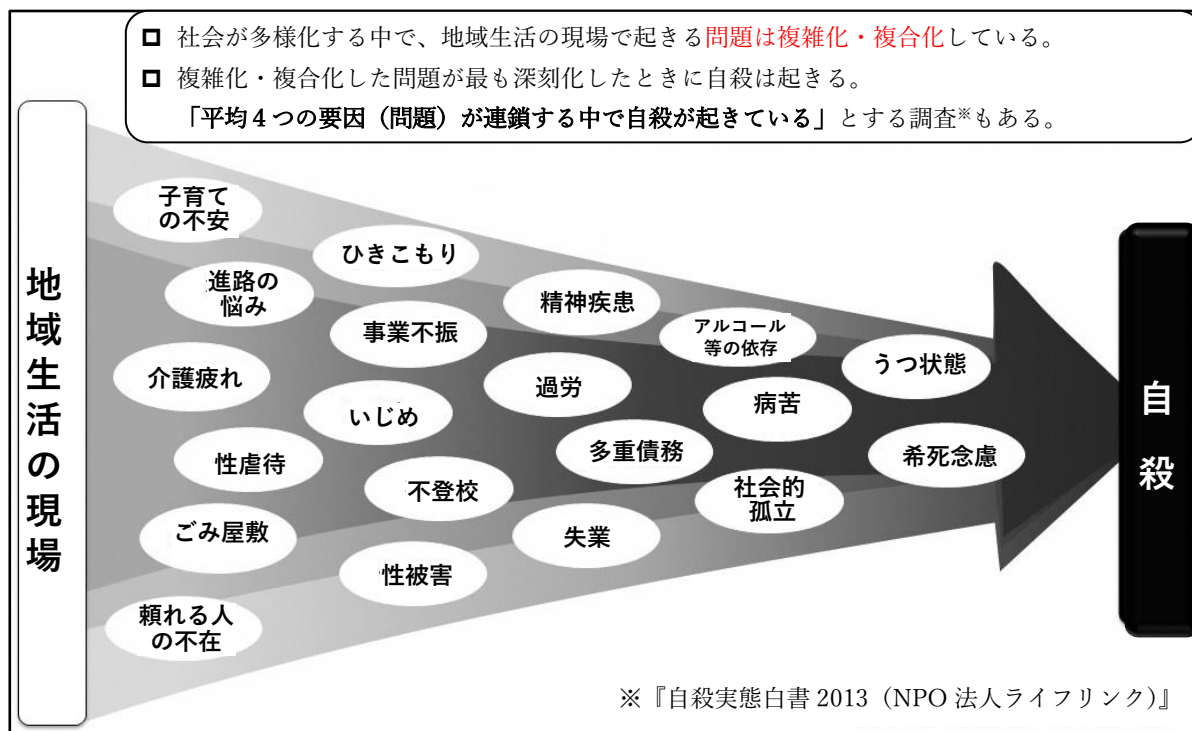
資料：厚生労働省「人口動態統計」（香川県が香川県人口移動調査報告を用いて計算）

<自殺は、その多くが追い込まれた末の死である>

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

(図2) 自殺の危機要因イメージ図 (厚生労働省資料)



<自殺対策基本法の改正>

本市では、平成 21 年から、「高松市自殺対策庁内連絡会」を設置するとともに、平成 25 年から、精神保健福祉ネットワーク事業の一環として「自殺未遂者支援ネットワーク会議」を開催する等、各関係機関や関係部署とのネットワークの構築・強化や市民に対する普及啓発に取り組んできました。

こうした中、施行から 10 年の節目にあたる平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法において、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことが新たに目的規定に追加され、また、自殺対策が、「生きることの包括的な支援」として、「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施されるべきであることが基本理念に追加されました(自殺対策基本法第 1 条、第 2 条第 1 項及び第 5 項)。

さらに、市町村は政府が推進すべき自殺対策の指針として定められた「自殺総合対策大綱」及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、「市町村自殺対策計画」を定めるものとされたところです(自殺対策基本法第 13 条第 2 項)。

これを受け、本市においても、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、自殺対策を総合的に推進するための行動計画である「高松市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」「すべての市民がともに支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力のある社会」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、自殺総合対策大綱の基本理念及び香川県自殺対策計画を踏まえつつ、地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画として策定するものです。

また、「第6次高松市総合計画」を踏まえ、「高松市健康増進計画（高松市健康都市推進ビジョン）」「高松市地域福祉計画」等、関連する計画と連携し整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。

なお、本計画における施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

4 計画の目標

高松市	現状 2015年 (平成27年)	目標 2023年	目標 2026年
<自殺死亡率> <small>※人口10万人当たり</small>	13.5	13.1以下	13.0以下
<自殺者数>	57人	53人以下	51人以下

出典：厚生労働省「人口動態統計」（香川県が香川県人口移動調査報告を用いて計算）

国の自殺総合対策大綱は、当面の数値目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに、人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させることとしていきます（平成27年の国の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となります）。

最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現ですが、国の大綱を踏まえて、本市においては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに、自殺死亡률을平成27年（2015年）と比べて3.8%以上減少させることを当面の数値目標とします（平成27年の本市の自殺死亡률은13.5であり、それを3.8%以上減少させると13.0以下となります。）。

なお、高松市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、2025年には約39万5千人となる見込みであり、目標を達成するためには自殺者数は平成27年（2015年）の57人から6人以上減少させる必要があります。

計画期間中の数値目標として、2023年までに、自殺死亡률을平成27年（2015年）と比べて3.0%以上減少させることを目指します（平成27年の本市の自殺死亡률은13.5であり、それを3.0%以上減少させると13.1以下となります）。

なお、前述の推計人口によると、高松市の総人口は、2022年には約40万6千人となる見込みであり、目標を達成するためには自殺者数は平成27年（2015年）の57人から4人以上減少させる必要があります。

5 施策の目標

第4章において、計画の目標達成のための12の重点施策について示しています。これらの施策の効果検証を行いやすくするために、以下の3項目の指標目標を掲げます。

指標	現状 2017年度 (平成29年度)	目標 2023年度
地域の人々の支え合いの割合の向上	40.1%	65.0%
ゲートキーパーの認知度の向上	18.3%	28.3%
最近1か月間にストレスを感じた人の割合の減少	(男性) 65.4%	60.0%以下
	(女性) 75.7%	70.0%以下

出典：平成29年度高松市民の健康づくりに関する調査